

神戸大学大学院経済学研究科長期履修規程

(平成22年7月21日制定)

平成23年6月15日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院経済学研究科規則(平成16年4月1日制定)第20条の2第2項の規定に基づき、神戸大学大学院経済学研究科(以下「研究科」という。)における長期履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、社会人特別選抜により入学した者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、標準修業年限の修了予定年次に在学する者を除く。

(1) 職業を有し、就業している者(自営業及び臨時雇用を含む。)

(2) 家事、育児、介護等の事情を有する者

(3) その他神戸大学大学院経済学研究科長(以下「研究科長」という。)が相当と認めた者

(履修期間等)

第3条 長期履修の期間は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第63条第4項に定める博士課程の標準修業年限に、前期課程にあつては2年を超えない範囲内で、後期課程にあつては3年を超えない範囲内で、研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

2 長期履修を行う学生の在学年限(長期履修を行う期間以外の期間を含む。)は、博士課程の標準修業年限の2倍の年数に、前項の研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

3 第1項に定める長期履修の期間は、4月1日を始まりとする年を単位として認めるものとする。

(申請)

第4条 長期履修を希望する者は、所定の期日までに長期履修申請書(別記様式第1号)を、指導教員(指導教員が未定の場合にあつては、大学院委員とする。以下同じ。)を経て研究科長に提出しなければならない。

(履修期間の変更)

第5条 履修期間の変更を希望する者は、所定の期日までに長期履修期間変更申請書(別記様式第2号)を、指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(許可)

第6条 長期履修(履修期間の変更を含む。)の許可は、神戸大学大学院経済学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て研究科長が行う。

(授業料)

第7条 長期履修学生が納付する授業料の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成23年4月1日入学者及び同日に在学する者から適用する。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成24年4月1日入学者及び同日に在学する者から適用する。